

電気工事士法施行規則

(第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程)

第三条 [法第四条第四項第二号](#) の経済産業省令で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程は、次の表のとおりとする。

科目	内容	時間数
電気に関する 基礎理論	一 電流、電圧、電力及び電気抵抗 二 導体及び絶縁体 三 交流電気の基礎概念 四 電気回路の計算	百
配電理論及び 配線設計	一 配電方式 二 引込線 三 配線	三十
電気機器、配 線器具並びに 電気工事用の 材料及び工具	一 電気機器及び配線器具の構造及び性能 二 電気工事用の材料の材質及び用途 三 電気工事用の工具の用途	九十
電気工事の施 工方法	一 配線工事の方法 二 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 三 コード及びキャブタイヤケーブルの取付方法 四 接地工事の方法	七十
一般用電気工 作物の検査方 法	一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定の方法 四 接地抵抗測定の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法	十五

配線図	配線図の表示事項及び表示方法	五十
一般用電気工作物の保安に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> 一 法、令及びこの省令 二 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成九年通商産業省令第五十二号) 三 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)、電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)、電気用品安全法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第八十四号)及び電気用品の技術上の基準を定める省令(昭和三十七年通商産業省令第八十五号) 	五十
実習	<ul style="list-style-type: none"> 一 電線の接続 二 配線工事 三 電気機器及び配線器具の設置 四 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用方法 五 コード及びキャブタイヤケーブルの取付け 六 接地工事 七 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定 八 一般用電気工作物の検査 九 一般用電気工作物の故障箇所の修理 	五百七十